

擁壁・がけの安全化対策 に向けた支援事業のご案内

事業概要

地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を派遣し、安全化対策工事にかかる費用の一部を助成する事業です。

擁壁・がけの安全化を検討している方へ

- ① 擁壁・がけコンサルタント派遣 **無料** . . . P10
- ② 擁壁築造工事費助成金(擁壁等安全化対策助成金) . . . P12

土砂災害特別警戒区域の指定解除をしたい方へ

- ③ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣 **無料** . . . P14
- ④ 土砂災害対策工事費助成金(擁壁等安全化対策助成金) . . . P16

- ・対象敷地につき、専門家派遣・工事費助成を1回のみ ご利用できます。
- ・各事業共、予算に限りがあります。受付状況により申請をお断りする場合がございますので、ご注意ください。
- ・各事業共、令和7年度の申請受付は 令和7年12月26日(金)まで です。



写真) 平成28年熊本地震により発生した宅地擁壁崩壊: 国土交通省資料より

も く じ

1 市内における擁壁・がけ	P1
(1) 擁壁・がけマップについて	P1
(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について	P1
(3) 建築敷地の周辺に高低差がある場合について	P2
2 擁壁の安全性をチェックしてみませんか	P3
(1) 擁壁の種類	P3
(2) 擁壁チェックリスト	P4
(3) 診断結果の確認	P7
3 安全化対策の種類	P8
4 擁壁・がけの安全化対策に向けた支援	P9
(1) 擁壁・がけコンサルタント派遣	P10
(2) 擁壁築造工事費助成金	P12
(3) 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣	P14
(4) 土砂災害対策工事費助成金	P16
(5) 築造工事費助成等の注意事項	P18
(6) よくあるご質問	P19
(7) 様式のダウンロード等	P20
5 専門家相談窓口	P21

(3) 建築敷地の周辺に高低差がある場合について

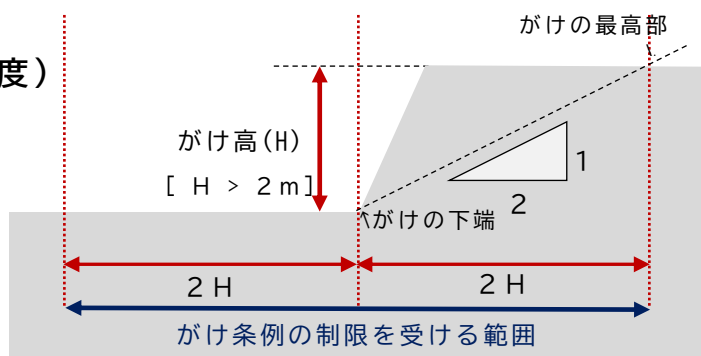
建築基準法第 19 条第 4 項において、「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない」とされています。

「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合」について、具体的な制限を規定したものが東京都建築安全条例第 6 条（通称：がけ条例）です。

① がけ条例の制限を受ける範囲

がけ条例でいう「がけ」とは、傾斜地のうち傾斜が二分の一勾配（約 26.6 度）を超える部分のことです。

原則として、高さ 2 m を超えるがけの下端から水平距離ががけ高(H)の 2 倍以内の範囲が「がけ条例」の制限の対象です。



② がけ条例に適合する方法

新たに擁壁を築造する

★工作物の確認申請が必要

- ・ 高さ 2 m を超える擁壁を築造する場合は工作物の確認申請が必要（建築基準法第 88 条）
- ・ 確認申請時の提出書類について（建築基準法施行規則第 3 条）
- ・ 擁壁の構造について（東京都建築安全条例第 6 条）
 - 例）・ 擁壁壁面の面積 3 m² 以内毎に耐水材料を用いた水抜穴を設ける。
 - ・ 水抜穴の周辺に砂利等の透水性の層を設ける。
 - ・ 擁壁上部の地表面には、不透水性の層又は排水施設等を設ける。

既存擁壁が安全である

★既存擁壁の安全性を確認

- ・ 工作物確認申請の検査済証もしくは開発許可等の検査済証の交付を受けた擁壁である。
- ・ 交付後に常時適法な状態に維持され、安全性を確認できている。

※ 検査済証がある場合でも、安全上支障がないことを確認できれば安全な擁壁とはいえないことがあります

※ 既存擁壁をそのまま使用するかどうかは設計者等の判断によりますが、擁壁・がけの崩壊による事故等は所有者の責任になります。慎重に判断してください。



既存擁壁の安全性が確認できない場合（検査済証がない場合）

その他安全上適当な措置で対応する

★擁壁がない又は既存擁壁の安全性が確認できない場合

①がけ上に建築する場合

- 例）・ 既存の擁壁・がけに構造耐力上不利な影響を与えないよう、深基礎等にする。
- ・ がけ（既存擁壁）より相当な距離に建築する。

②がけ下に建築する場合

- 例）・ 建築物の主要構造部を鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造とする。
- 高基礎にする。
- ・ がけより相当な距離に建築する。

③自然斜面で必要な対策を講じる場合

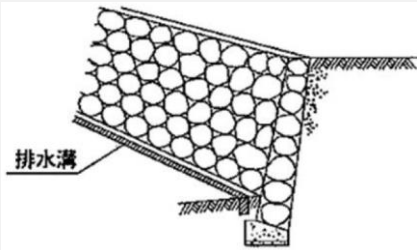
- 例）・ 斜面の勾配を 30 度以下とする。
- ・ 堅固な地盤を切って斜面とするもので安全上支障がないものとする。
- ・ 特殊な工法によるもので安全上支障がないものとする。

2 擁壁の安全性をチェックしてみませんか

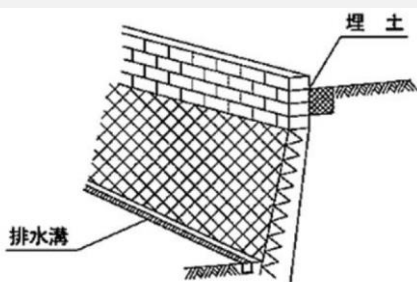
(1) 擁壁の種類

擁壁のタイプはどれに当てはまりますか？

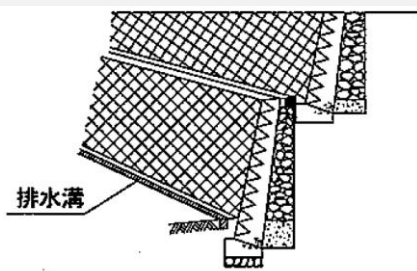
◆空石積み擁壁



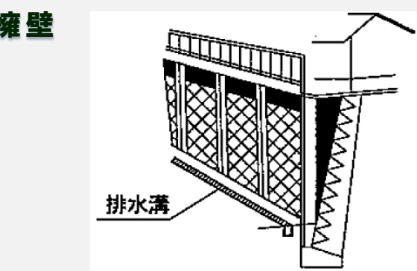
◆増積み擁壁



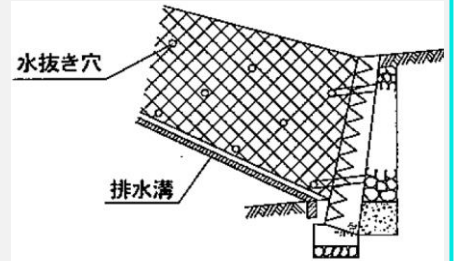
◆二段擁壁



◆張出し床版付擁壁

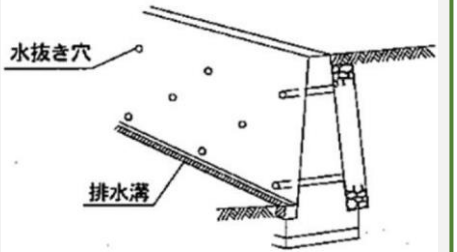


◆練石積み・ コンクリートブロック積 擁壁



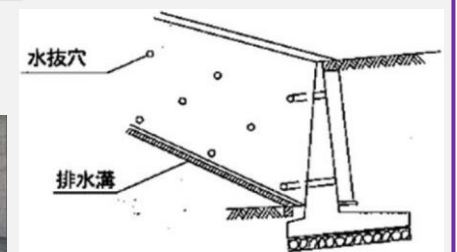
4 ページへ

◆重力式コンクリート擁壁



5 ページへ

◆鉄筋コンクリート擁壁



6 ページへ

4～6 ページのチェックリストに沿って
チェックをしてみてください

7 ページで診断結果を確認してください

本来、宅地の擁壁として適さないものです。
現在変状がない場合でも、構造上の問題につ
いて専門家に相談することをおすすめしま
す。

さらに変状が見られる場合は、危険な状態
ですので早急な対応が必要です。

(2) 擁壁チェックリスト

【練石積み・コンクリートブロック積み擁壁の場合】

周辺環境条件【擁壁基礎点 A】							最大得点
① 水抜き穴	0	擁壁上の地盤も含め排水良好である。	1.0	水抜き穴はあるが、擁壁上の地盤に雨水が浸透しやすい状況にある。	2.0	水抜き穴が設置されていない。又は、水抜き穴が3m ² に1ヶ所以上・水抜き穴の内径 75mm 以上を満たしていない状況にある。	①～③の点数で最も大きい点数 点
② 水のしみ出し	0	擁壁表面が乾いている。	0.5	常に擁壁表面が湿っている。	1.0	水がしみ出し、流出している。	
③ 排水施設	0	排水施設は良好である。	0.5	排水溝にずれ、壊れているところがある。又は、排水溝に沿った地盤にクラックがみられる。	1.0	左記に加え、擁壁のクラック又は目地から水がしみ出し、付近にはへこみもみられる。	
					1.5	左記に加え、水抜き穴の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。	

擁壁の変状【擁壁変状点 B】									最大得点
④ クラック (ひび割れ)	横クラック	0	横クラックなし。	3.5	擁壁中央付近の積石の目地部分に沿って水平方向のクラックがある。	5.0	擁壁中央付近の積石の目地部及び積石自体にも水平方向のクラックがある。	6.5	擁壁中央付近の積石の目地部及び積石に水平方向があり、さらにクラックが開いている。
	縦・斜めクラック	0	縦、斜めクラックなし。	2.0	擁壁前面の積石に沿って縦・斜めクラックがある。	3.5	積石に沿った縦・斜めクラックの幅が大きく、隙間ができている。	5.0	擁壁が縦・斜めクラックを境に前後又は上下にずれている。
	出隅部 (コーナー)の クラック※	0	出隅部にクラックなし。	2.5	出隅部に斜め方向にクラックがある。	4.0	出隅部に斜め方向にクラックがあり、水のにじみ出しあとがある。	5.5	出隅部に斜め方向にクラックがあり、ずれが生じている。
⑤ 水平移動		0	水平移動なし。	3.0	擁壁の目地部に5mm未満の前後のずれがある。	4.5	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の前後のずれがある。	6.0	擁壁の目地部に2cm以上の前後のずれがある。
⑥ 不同沈下 (目地の開き)		0	不同沈下(目地の開き)なし。	4.0	擁壁の目地部に5mm未満の上下のずれ、又は、左右の開きがある。	5.5	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の上下のずれ、又は左右の開きがある。	7.0	擁壁の目地部に2cm以上の上下のずれ、又は、左右の開きがある。
⑦ 出隅部 (コーナー部)の 開き		0	出隅部の開きなし。	4.0	出隅部がわずかに開いている。	5.5	出隅部の開きが拡大している。	7.0	出隅部の開きがさらに拡大し、擁壁が前後又は上下にずれている。
⑧ ふくらみ		0	ふくらみなし。	4.5	擁壁全体が前方へふくらんでいる。	6.0	ふくらみがさらに大きくなり、途中の積石に隙間が生じている。	8.0	全体へのふくらみが大きく、途中の積石に抜け落ちがみられる。
⑨ 傾斜・折損		0	傾斜・折損なし。	5.0	擁壁面がわずかに前傾(後傾)している。	6.5	擁壁全体が明らかに前傾(後傾)している。	9.0	擁壁全体が明らかに前傾(後傾)し、かつ途中に折損がみられる。
									④～⑨の 点数で最も 大きい 点数 点

※クラック（ひび割れ）は幅1mm以上のものとする。



7 ページの
「診断結果の確認」へ

【重力式コンクリート擁壁の場合】

周辺環境条件【擁壁基礎点 A】							最大得点
① 水抜き穴	0	擁壁上の地盤も含め排水良好である。	1.0	水抜き穴はあるが、擁壁上の地盤に雨水が浸透しやすい状況にある。	2.0	水抜き穴が設置されていない。又は、水抜き穴が3m ² に1ヶ所以上・水抜き穴の内径 75mm 以上を満たしていない状況にある。	①～③の点数で最も大きい点数 点
② 水のしみ出し	0	擁壁表面が乾いている。	0.5	常に擁壁表面が湿っている。	1.0	水がしみ出し、流出している。	
③ 排水施設	0	排水施設は良好である。	0.5	排水溝にずれ、壊れているところがある。又は、排水溝に沿った地盤にクラックがみられる。	1.0	左記に加え、擁壁のクラック又は目地から水がしみ出し、付近にはへこみもみられる。	
					1.5	左記に加え、水抜き穴の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。	

擁壁の変状【擁壁変状点 B】								最大得点	
④ クラック（ひび割れ）	横クラック	0	横クラックなし。	3.0	コンクリートの継目で、隙間が多く砂利がむき出しになった状態が部分的に見られる。	4.5	コンクリートが一体化していない継目に沿った多数のクラック、又は、比較的大きな斜めクラックが発生している。また、クラック周辺が白く変色している現象が見られる。	④～⑦の 点数で最も 大きい 点数	
	縦・斜めクラック	0	縦、斜めクラックなし。	1.5	鉛直方向に部分的にクラックが発生している。	3.0	鉛直方向に一定間隔でクラックが発生している。		点
	出隅部（コーナー）のクラック※	0	出隅部にクラックなし。	2.0	出隅部に斜め方向にクラックがある。	3.5	出隅部に斜め方向にクラックがあり、水のにじみ出しあとがある。		
⑤ 水平移動	0	水平移動なし。	2.5	擁壁の目地部に5mm未満の前後のずれがある。	4.0	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の前後のずれがある。	5.5	擁壁の目地部に2cm以上の前後のずれがある。	
⑥ 不同沈下（目地の開き）	0	不同沈下（目地の開き）なし。	3.5	擁壁の目地部に5mm未満の上下のずれ、又は、左右の開きがある。	5.0	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の上下のずれ、又は左右の開きがある。	6.5	擁壁の目地部に2cm以上の上下のずれ、又は、左右の開きがある。	
⑦ 傾斜・折損	0	傾斜・折損なし。	4.5	擁壁面がわずかに前傾（後傾）している。	6.0	擁壁全体が明らかに前傾（後傾）している。	8.5	擁壁全体が明らかに前傾（後傾）し、かつ途中に折損がみられる。	

※クラック（ひび割れ）は幅1mm以上のものとする。



7 ページの
「診断結果の確認」へ

【鉄筋コンクリート擁壁の場合】

周辺環境条件【擁壁基礎点 A】							最大得点
① 水抜き穴	0	擁壁上の地盤も含め排水良好である。	1.0	水抜き穴はあるが、擁壁上の地盤に雨水が浸透しやすい状況にある。	2.0	水抜き穴が設置されていない。又は、水抜き穴が3m ² に1ヶ所以上・水抜き穴の内径 75mm 以上を満たしていない状況にある。	①～③の点数で最も大きい点数 点
② 水のしみ出し	0	擁壁表面が乾いている。	0.5	常に擁壁表面が湿っている。	1.0	水がしみ出し、流出している。	
③ 排水施設	0	排水施設は良好である。	0.5	排水溝にずれ、壊れているところがある。又は、排水溝に沿った地盤にクラックがみられる。	1.0	左記に加え、擁壁のクラック又は目地から水がしみ出し、付近にはへこみもみられる。	
					1.5	左記に加え、水抜き穴の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。	

擁壁の変状【擁壁変状点 B】								最大得点	
④クラック（ひび割れ）	横クラック	0	横クラックなし。	2.5	コンクリートの継目で、隙間が多く砂利がむき出しになった状態が部分的に見られる。	4.0	コンクリートが一体化していない継目に沿った多数のクラック、又は、比較的大きな斜めクラックが発生している。また、クラック周辺が白く変色している現象が見られる。	④～⑨の点数で最も大きい点数	
	縦・斜めクラック	0	縦、斜めクラックなし。	1.0	鉛直方向に部分的にクラックが発生している。	2.5	鉛直方向に一定間隔でクラックが発生している。		
	出隅部（コーナー）のクラック※	0	出隅部にクラックなし。	1.5	出隅部に斜め方向にクラックがある。	3.0	出隅部に斜め方向にクラックがあり、水のにじみ出しあとがある。		
⑤水平移動	0	水平移動なし。	2.0	擁壁の目地部に5mm未満の前後のずれがある。	3.5	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の前後のずれがある。	5.0		擁壁の目地部に2cm以上の前後のずれがある。
⑥不同沈下（目地の開き）	0	不同沈下（目地の開き）なし。	3.0	擁壁の目地部に5mm未満の上下のずれ、又は、左右の開きがある。	4.5	擁壁の目地部に5mm～2cm未満の上下のずれ、又は左右の開きがある。	6.0		擁壁の目地部に2cm以上の上下のずれ、又は、左右の開きがある。
⑦出隅部（コーナー部）の開き	0	出隅部の開きなし。	3.0	擁壁出隅部がわずかにすれている。	4.5	目地の開きが拡大している。	6.0		目地の開きがさらに拡大し、擁壁が前後又は上下にすれている。
⑧傾斜・折損	0	傾斜・折損なし。	4.0	擁壁全体が明らかに前傾（後傾）している。	5.5	擁壁全体が明らかに前傾（後傾）しており、目視ではっきり解る状態である。	8.0		擁壁全体が明らかに前傾（後傾）し、かつ、途中に折損がみられる。
⑨鉄筋の腐食	0	鉄筋の腐食なし。	4.5	擁壁前面に比較的広範囲に鉛直、又は、水平方向に短いクラックが発生している。	6.0	擁壁前面に比較的広範囲に鉛直、水平方向にクラックが発生しており、錆汁も認められる。	8.0		擁壁前面に広範囲に鉛直、水平方向にクラックが発生しており、かつ、かぶりコンクリートの剥離、鉄筋の腐食が認められる。

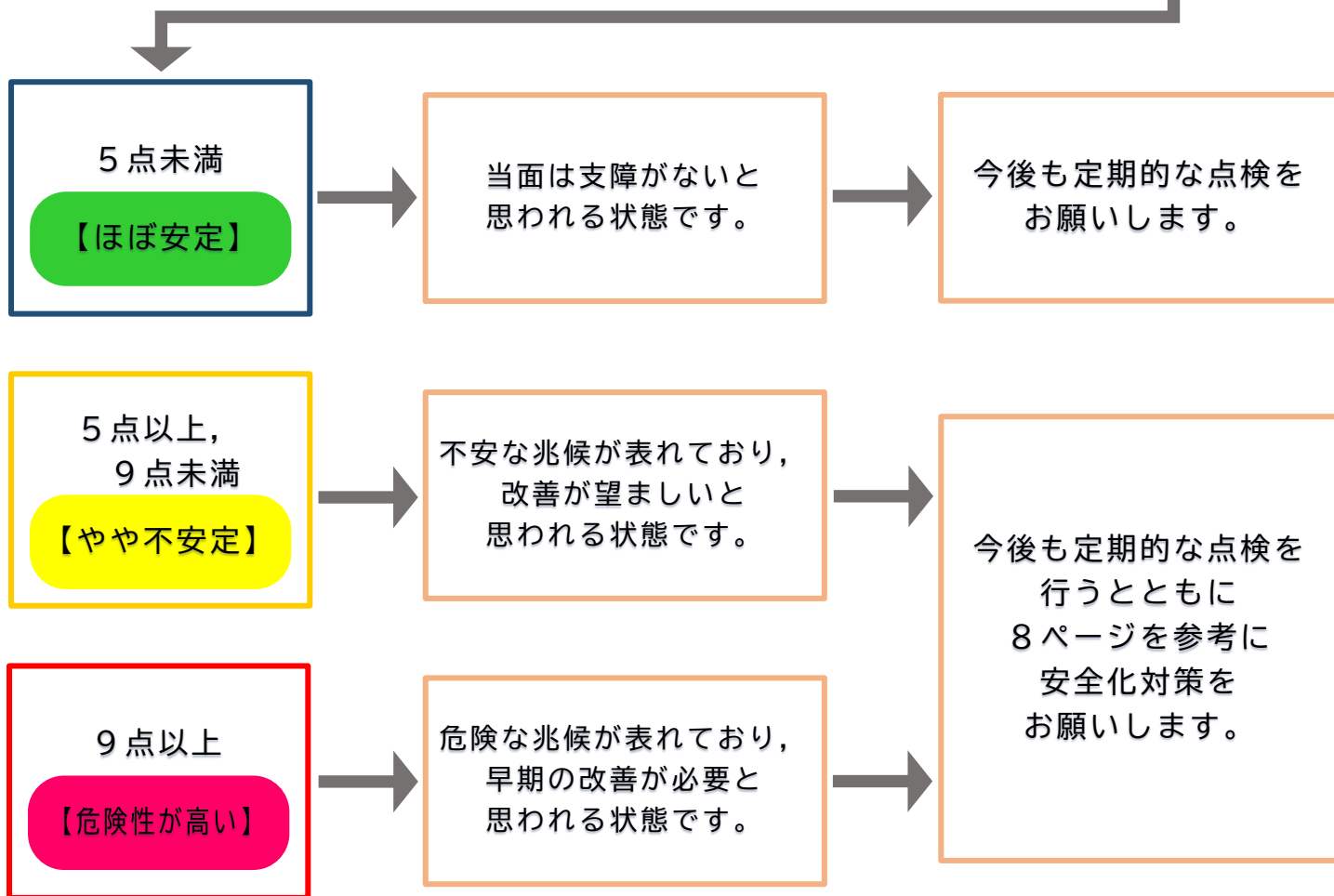
※クラック（ひび割れ）は幅1mm以上のものとする。



7 ページの
「診断結果の確認」へ

(3) 診断結果の確認

擁壁基礎点 A	擁壁変状点 B		診断結果 (合計点)
4・5・6 ページ ①～③の点数で 最も大きい点数	4・5・6 ページ ④～⑨の点数で 最も大きい点数	+	=
点	点		点



調布市では擁壁・がけの安全化対策に関する支援事業を行っています。
詳しくは、9～19ページをご参照ください。

3 安全化対策の種類

擁壁・がけの安全化対策として、目的に応じて以下の種類があります。

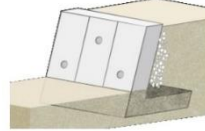
築造工事

建築基準法施行令第 142 条に定められた基準に適合する、擁壁の新設又は造替え工事
※ 高さが 2 m を超える場合には、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。

築造工事費の一部を市が助成します。詳しくは 10～13 ページをご参照ください

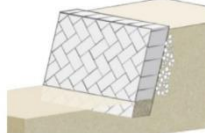
例① 鉄筋コンクリート擁壁

T 型や L 型の断面形状のコンクリートを設置することにより土圧を支える工法



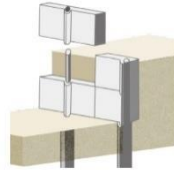
例② 練石積み擁壁

石・コンクリートブロック等を組んで積むことにより土圧を支える工法



例③ 自立式擁壁

地面に垂直に立てた鋼管杭にコンクリート製のパネルをはめることで土圧を支える工法



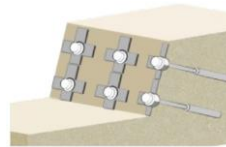
補強工事

がけの地表面等に対策を施し、既存の擁壁等の強度を高めることを主な目的とした工事

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事費の一部を市が助成します。詳しくは 14～17 ページをご参照ください

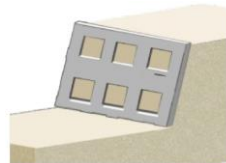
例① アンカー（鉄筋）の打ち付け

擁壁や斜面に杭（アンカー）を打ち込むことにより斜面の崩壊を防ぐ工法



例② 鉄筋コンクリート枠の設置

斜面に沿ってコンクリート枠を格子状に打設することにより斜面の崩壊を防ぐ工法



補修工事

擁壁の劣化・風化等を防ぎ、変状の進行防止を目的とした工事。

※ 助成対象外です

例① モルタル塗り

ひびが生じた場所等にモルタルを塗り、風化が進まないようにする方法

例② 水抜き穴の設置

擁壁に水抜き穴を設け、土砂に水が溜まらないようにする方法

例③ 排水設備の設置

がけ上の部分をコンクリート敷にする、がけ下に U 字溝を設置する等、雨水が土砂に浸透しないようにする方法

4 擁壁・がけの安全化対策に向けた支援

調布市では、高さ 2.0mを超える擁壁・がけや、土砂災害警戒区域等の安全化に対する支援を行っています。



所有している既存擁壁の安全性が心配

安全な擁壁に向けて検討したいが誰に相談したらよいか分からない

擁壁の築造を検討しているが、工事の種類や工事費の目安を知りたい

土砂災害特別警戒区域に指定されていて、指定解除したいがどうしたらよいか分からない

土砂災害警戒区域の対策工事について、誰に相談したらよいか分からない

安全化対策を検討中
の方へは・・・

擁壁等の専門家を派遣します！

(擁壁・がけコンサルタント派遣)

【概要】

専門家を現地に派遣し、既存の擁壁等の健全度を調査します。

調査結果を踏まえて、擁壁の築造（補強）案をご提案します。

詳しくは P10 へ

支援(1)

土砂災害の専門家を派遣します！

(土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣)

【概要】

専門家を現地に派遣し、土砂災害警戒区域等の現地状況を調査します。

調査結果を踏まえて、土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた対策案をご提案します。

詳しくは P14 へ

支援(3)



所有している擁壁の安全対策をしたい

安全な擁壁を築造したいが、工事費が高くて悩んでいる

擁壁の築造を検討しているが、対策工事費の支援があれば実施したい

自宅が土砂災害特別警戒区域に指定されていて、指定解除の工事を計画している

土砂災害特別警戒区域の指定解除がしたいが、費用が高くあきらめてしまっている

安全化対策工事を計画
の方へは・・・

擁壁の築造工事費を助成します！

(擁壁築造工事費助成金)

【概要】

2m以上の安全な擁壁を新たに築造する方に対し、工事費の一部を助成します。

詳しくは P12 へ

支援(2)

土砂災害対策工事費を助成します！

(土砂災害対策工事費助成金)

【概要】

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事について、工事費の一部を助成します。

詳しくは P16 へ

支援(4)

(1) 擁壁・がけコンサルタント派遣【無料】

申請締切日 令和7年12月26日(金)
[利用申請書の提出期限]

① 派遣対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体又はこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 当該擁壁等を含む土地において，建築物を建築するために築造工事を検討している場合
- ・ その他市長が不適当と認める場合

② 派遣対象となる既存の擁壁等

高さ 2 m を超える擁壁等（擁壁又はがけ）で次の①及び②に該当し，派遣の必要があると認められるもの

- ① 住宅又は道があるもの
- ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの

③ 派遣の内容

- ① 現地調査
現地に専門家を派遣し，目視調査を行います。目視調査は，擁壁の分類，高さ・長さの調査（測定できない場合は目測），写真撮影を行います。
また，国のマニュアルに従って，健全度判定を行います。
- ② 申請者等へのヒアリング
築造工事に向けた留意点などの説明を行います。
- ③ 築造（補強）案の提案
①と②の結果を踏まえ，築造（補強）案を提案します。
また，工事する際の課題を抽出します。
- ④ 概算工事費の算出
国のマニュアルを基に，③の案で工事を行う際の概算工事費を算出します。
（間接工事費及び一部の工法については算出できません）

④ 申請に必要な書類

以下の書類を添えて申請してください。

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 既存の擁壁等の図面がある場合は、当該図面の写し
- ④ その他市長が必要と認めるもの
- ⑤ 借地人の場合：土地所有者の同意書
- ⑥ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑦ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書

※ 納期の経過した市税を完納していること又は市税が非課税であることを確認させていただきます。

⑤ 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

事前相談申請書（第1号様式）を提出してください。
専門家派遣の適否について判断いたします。

2 申請書類の提出（利用申請書の提出）

事前相談後、市から専門家派遣が可能であると連絡がありましたら、利用申請書（第2号様式）及び必要書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 派遣する専門家の選任

派遣する専門家を市が選任します。

4 派遣決定通知

派遣を決定した旨の通知（第6号様式）をさせていただきます。

5 派遣日程の調整

専門家と日程の調整をしていただきます。

6 現地調査・ヒアリングの実施

現地調査・ヒアリング等を実施します。

7 調査結果報告書のご説明

築造案や補強案を提案し、概算工事費を算出します。
また、工事する際の課題を抽出します。結果説明を受けた確認書（第7号様式）をご記入ください。

専門家派遣 業務完了

調査結果報告書の内容に応じて、必要となる場合は、工事事業者の選定・契約・工事の実施を検討してください。

(2) 擁壁築造工事費助成金（擁壁等安全化対策助成）

申請締切日 令和7年12月26日（金）
[利用申請書の提出期限]

① 助成対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体又はこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 建築物の建築計画等により新たに造られる擁壁又は建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合，新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事を行う者
- ・ その他市長が不適当と認める場合

② 助成対象となる安全化対策工事

擁壁の新設工事及び築造替え工事で，次の①及び②に該当するもの。ただし，高さ 2 m を超える擁壁等（擁壁又はがけ）に限る。

- ① 工事前の状態が次のいずれかの条件に該当する擁壁等であること。
 - ・ 空積み擁壁（大谷石，コンクリートブロック等）
 - ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
 - ・ 劣化が著しい擁壁
 - ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
 - ・ その他崩壊の危険性があると認められる擁壁等
- ② 擁壁等の下端から高さの 2 倍の範囲内に道又は住宅がある

③ 助成金額

区分	施工後の擁壁の高さ	助成率	上限額
築造する擁壁が以下のいずれかに該当する場合 ・ 擁壁の下端から高さの 2 倍の範囲内に道がある ・ 土砂災害警戒区域等内にある ・ 擁壁の高さが 5 メートル以上	2 m 超 3 m 未満	助成対象 工事費 × 1 / 2	200 万円
	3 m 以上 5 m 未満		400 万円
	5 m 以上		500 万円
上記以外	2 m 超 3 m 未満	助成対象 工事費 × 1 / 3	100 万円
	3 m 以上 4 m 未満		200 万円
	4 m 以上 5 m 未満		300 万円

④ 必要書類

事前相談時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 確認済証の写し（宅地造成許可工事の場合は、許可通知書の写し）
- ③ 工事見積書の写し（内訳書を含む。）

申請時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 借地人の場合：土地所有者の承諾書
- ④ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑤ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書
- ⑥ 工事工程表
- ⑦ 設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
- ⑧ その他市長が必要と認めるもの

※ 納期の経過した市税を完納していること又は市税が非課税であることを確認させていただきます。

工事完了後

工事が完了したら、以下の書類を添えて実績報告をしてください。

- ① 市が定める報告書一式
- ② 工事に係る書類（領収書、契約書、工事写真等）
- ③ 検査済証の写し

⑤ 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

安全対策工事を行う擁壁等についての資料をご持参のうえ事前相談申請書（第1号様式）及び必要書類を提出してください。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から助成金の利用が可能であると連絡がありましたら、申請書（第2号様式）及び必要書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 交付決定通知

助成金の交付を決定した旨と交付決定額（概算）の通知（第5号様式）をさせていただきます。

4 工事業者との契約・工事着手

擁壁の築造等の改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

※ 決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。

5 実績報告

工事が完了したら、必要書類を添えて実績報告書（第8号様式）を提出してください。

実績報告書の提出から助成金額の確定まで約1～2週間程度お時間がかかります。

6 助成金額の確定

交付確定額を通知（第9号様式）させていただきます。

7 助成金の請求・支払い

請求書の提出から30日以内にお支払いします。

(3) 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣【無料】

申請締切日 令和7年12月26日(金)
[利用申請書の提出期限]

① 派遣対象者

- * 土砂災害特別警戒区域の指定解除を前提とした安全化対策を検討している者
- * 土砂災害警戒区域等にある敷地等の全部又は一部を所有する個人
- * 土砂災害警戒区域等にある敷地等について土地所有者の承諾を得て土砂災害対策工事を検討している借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地又は建築物の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
(区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者)
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者
(所有者の持分の過半の同意が取れていること)

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 土砂災害警戒区域等にある敷地等を含む土地において、建築物を建築するために安全化対策を検討している場合
- ・ その他市長が不適当と認める場合

② 派遣対象となる敷地等

- ① 土砂災害により住宅に被害が及ぶ恐れがあるもの
- ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの

③ 派遣の内容

① 現地確認

現地に専門家を派遣し、土砂災害警戒区域等の現地確認を行います。がけの形状や状態に加え隣接する建築物等の有無など周囲の環境を確認します。

② 申請者等へのヒアリング

申請者等にヒアリングを実施し、築造工事に向けた留意点などの助言を行います。

③ 安全化対策の提案

①と②の結果を踏まえ、土砂災害警戒区域等の状況及び課題を説明し、擁壁改修計画や急傾斜地対策、がけ下の建築物の安全化対策等を提案します。さらに、隣地関係者の合意形成に関する助言等を行います。

④ 申請に必要な書類

以下の書類を添えて申請してください。

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 既存の敷地又は建物等の図面がある場合は、当該図面の写し
- ④ その他市長が必要と認めるもの
- ⑤ 借地人の場合：土地所有者の同意書
- ⑥ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑦ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書

※ 納期の経過した市税を完納していること又は市税が非課税であることを確認させていただきます。

⑤ 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

窓口で事前相談申請書（第1号様式）を提出してください。専門家派遣の適否について判断いたします。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から専門家派遣が可能であると連絡がありましたら、利用申請書（第2号様式）及び必要書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 派遣する専門家の選任

派遣する専門家を市が選任します。

4 申込者への通知

派遣を決定した旨の通知（第6号様式）をさせていただきます。

5 派遣日程の調整

専門家と日程の調整をしていただきます。

6 現地確認・ヒアリングの実施

現地確認・ヒアリング等を実施します。

7 安全化提案書のご説明

擁壁改修計画等を提案し、安全化に関する提案・助言等を行います。結果説明を受けた確認書（第7号様式）をご記入ください。

専門家派遣 業務完了

調査結果報告書の内容に応じて、必要となる場合は、工事事業者の選定・契約・工事の実施を検討してください。

(4) 土砂災害対策工事費助成金(擁壁等安全化対策助成)

申請締切日 令和7年12月26日(金)
[利用申請書の提出期限]

① 助成対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 建築物の建築計画等により新たに造られる擁壁又は建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合、新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事を行う者
- ・ その他市長が不適当と認める場合

② 助成対象となる安全化対策工事

土砂災害警戒区域等内における土砂災害を防止するための工事で、「土砂災害防止法 特定開発行為に係る技術指針（東京都）」に準拠した設計をし、工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の解除が見込まれる工事

※土砂災害警戒区域等の指定解除には、計画時と工事完了時に東京都との協議が必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

東京都 建設局 河川部 計画課 土砂災害対策担当 TEL 03-5320-5394 FAX 03-5388-1533

③ 助成金額

助成対象工事費の 1 / 2 （上限額 1,000 万円）

④ 必要書類

事前相談時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 東京都との協議資料（設計図、議事録等）
- ③ 工事見積書の写し（内訳書を含む。対象工事費について、明確にわかるようにしてください。）

申請時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 借地人の場合：土地所有者の承諾書
- ④ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑤ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書
- ⑥ 工事工程表
- ⑦ 設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
- ⑧ その他市長が必要と認めるもの

※ 納期の経過した市税を完納していること又は市税が非課税であることを確認させていただきます。

工事完了後

工事が完了したら、以下の書類を添えて実績報告をしてください。

- ① 市が定める報告書一式
- ② 工事に係る書類（領収書、契約書、工事写真等）
- ③ 当該工事が完了したことについての東京都との協議書

⑤ 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

安全対策工事を行う擁壁等についての資料をご持参のうえ事前相談申請書（第1号様式）及び必要書類を提出してください。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から助成金の利用が可能であると連絡がありましたら、申請書（第2号様式）及び必要書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 交付決定通知

助成金の交付を決定した旨と交付決定額（概算）の通知（第5号様式）をさせていただきます。

4 工事業者との契約・工事着手

擁壁の築造等の改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

※ 決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。

5 実績報告

工事が完了したら、必要書類を添えて実績報告書（第8号様式）を提出してください。

実績報告書の提出から助成金額の確定まで約1～2週間程度お時間がかかります。

6 助成金額の確定

交付確定額を通知（第9号様式）させていただきます。

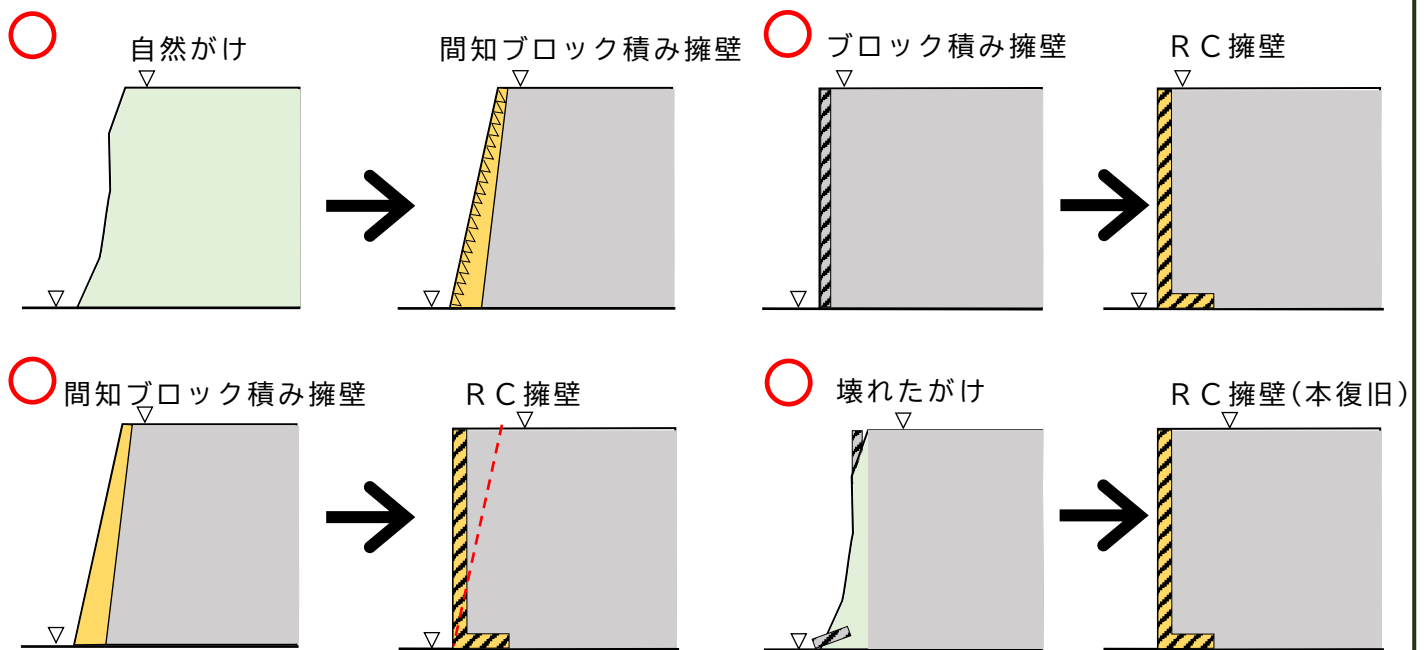
7 助成金の請求・支払い

請求書の提出から30日以内にお支払いします。

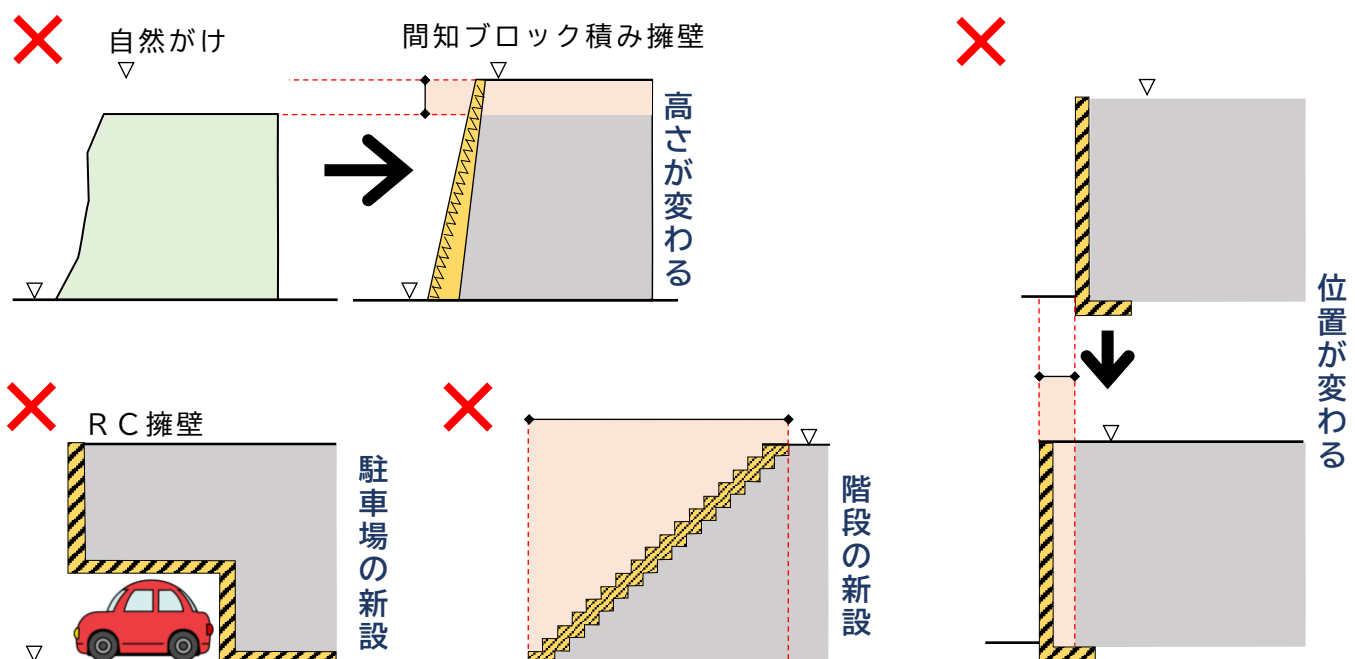
(5) 築造工事費助成等の注意事項

- ◆ 助成金の受付は、予算の範囲内に限ります。
- ◆ 工事契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。交付決定通知書を受け取る前に工事契約をすると助成金を受けられません。
- ◆ 助成（専門家派遣を含む）は、同一敷地について、原則1回を限度となります。
- ◆ 複数の敷地にまたがる一連の擁壁をそれぞれ異なる方が所有している場合において、一連擁壁に係る助成対象工事を一体で行う時は、それぞれの方ごとに負担する助成対象工事に対する費用について助成します。
- ◆ 助成対象者が個人の場合、市民税を滞納していないことが必要です。

対象工事イメージ



対象外工事イメージ



(6)よくあるご質問

問1 所有する敷地が土砂災害特別警戒区域内にありますが、建築物を建築する際に何か制限がありますか。

答1 土砂災害特別警戒区域内においては、特定開発行為（宅地分譲や社会福祉施設等の要配慮者利用施設を予定建築物とする開発行為）に対する許可制度や、居室を有する建築物を建築する場合の構造規制等の制限があります。

問2 擁壁の工事をしたのちに、市で助成制度があることを知りましたが、助成金は出ますか。

答2 助成制度のご利用については、工事契約前かつ工事に着手する前に助成金の交付決定通知書を受け取る必要がありますので、工事中及び工事終了後に擁壁の工事についての助成金の申請はできません。

問3 擁壁等工事費助成の事前相談をするまでに、どのような準備が必要ですか。

答3 擁壁等の専門家へ相談を行い、健全度を把握してください。（市の擁壁等コンサルタント派遣をご利用ください）擁壁の健全度等の情報をふまえ、施工事業者への相談イ及び申請に向けた計画案を確定してください。

2mを超える擁壁は確認申請が必要になりますので、申請時には建築基準法に基づく工作物の確認済証の写しの添付が必要です。また助成金の交付決定通知を受ける前に施工業者と契約すると助成金が受けられなくなりますのでご注意ください。

問4 土砂災害対策工事助成の事前相談をするまでに、どのような準備が必要ですか。

答4 擁壁等の専門家への相談を行い、土砂災害警戒区域等の状況及び課題を把握してください。（市の土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣をご利用ください）土砂災害警戒区域等の状況及び課題をふまえ、施工事業者への相談及び申請に向けた計画案を確定してください。なお、土砂災害特別警戒区域の指定解除については、東京都との協議が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

東京都建設局河川部計画課土砂災害対策担当 Tel:03-5320-5394 Fax:03-5388-1533

問5 擁壁・がけに近接する土地で建築を計画していますが、規制等がありますか。

答5 建築基準法第19条第4項（敷地の衛生及び安全）に基づき、建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合は擁壁の設置その他安全上適当な措置をしなければなりません。高さが2mを超えるがけや既存の擁壁に近接する土地で、その下端からその高さの2倍以内の範囲に建築物を建築する場合には、東京都建築安全条例第6条に基づき、原則として擁壁の設置が必要です。

問6 擁壁の築造工事等を行いたいのですが、市で工事業者を紹介してもらえますか。

答6 市では工事業者の紹介を行っておりません。

擁壁の設計者をお探しの方は下記団体などにお問い合わせください。

○一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部 Tel:042-361-4564（R7.4現在）

(7) 様式のダウンロード等

調 布 市

調布市擁壁・がけマップ

調布市 HP>防災・安全>災害に備えて>水害>調布市土砂災害ハザードマップ



調布市では、地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を派遣し、安全化対策工事にかかる費用の一部を助成する事業を行っています。

擁壁等の安全化の支援

調布市 HP>防災・安全>災害に備えて>水害>調布市土砂災害ハザードマップ



市内には擁壁やがけが多数存在しています。地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、市内全域の高低差2m、傾斜30度以上の擁壁・がけの実態調査を行いました。お住まいの地域の擁壁・がけの確認や、既存のがけの安全性チェック、市で行っている擁壁・がけの安全化対策に向けた支援などを御案内していますので御活用ください。

調布市土砂災害ハザードマップ

調布市 HP>防災・安全>災害に備えて>水害>調布市土砂災害ハザードマップ



土砂災害ハザードマップは市民の皆様が生活している地域で、土砂災害が発生した場合に被害を受ける可能性のある範囲を示したものです。

自分の家や勤め先、学校などの避難場所、避難経路を確認しておきましょう。

国 土 交 通 省

宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル

ホーム>政策・仕事>都市>盛土・宅地防災>宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル



宅地地盤に重大な影響が発生するのを事前に防止するため、宅地地盤の崖部に設置されている宅地擁壁の健全度判定を実施し、健全度判定や現地状況等に応じて、補修・再構築・補強等の対策方針を示すとともに、対策工法や費用を概略想定することを目的に作成したものです。

東 京 都

土砂災害にそなえるために

ホーム>建設局トップ>河川>土砂災害にそなえるために：東京都における土砂災害対策事業



東京都における土砂災害対策事業について掲載されています。お住まいの地域が土砂災害警戒区域等であるか、大雨による土砂災害の危険度が高い地域を知ることができます。

既存擁壁の安全確保について

ホーム>都市整備局トップ>東京都多摩建築指導事務所>開発指導事務



既存宅地擁壁の状態をチェックすることができるパンフレットが掲載されています。

土砂災害防止法に基づく規制

ホーム>都市整備局トップ>建築・開発行政>土砂災害防止法に基づく規制



土砂災害が発生するおそれのある区域を特定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築物の構造規制など、様々な対策を講じるものです。

5 専門家相談窓口

●建築士や建築士事務所等へのご相談

【一般社団法人 東京建築士会 (03-3536-7711)】

幅広い職域の建築士により構成されている公益法人です。

【一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (03-3203-2601)】

建築設計に関するご相談や、建築士事務所のご紹介等を行っています。

調布市は南部支部です。

●擁壁やブロック塀等に関するご相談

【公益社団法人 日本エクステリア建設業協会 (03-3865-5671)】

住宅の外構専門の工事業者の団体です。ブロック塀等の診断・施工に関するご相談も受け付けています。

【一般社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会 (03-3851-1077)】

コンクリートブロックの製造者を中心とした団体です。安全なブロック塀についての情報提供も行っています。

【ちょうふ住まいの相談センター (042-484-0500)】

新築・リフォーム、造園、電気水道設備、建物の解体、産業廃棄物など、建物に関する相談を受け付けています。

【調布市建設業協同組合 (042-482-0055)】

新築・リフォーム・外構工事などの施工に関する相談を受け付けています。

【一般社団法人 地盤品質判定士会】

主に個人の方で自己の所有する宅地を対象として、宅地地盤に関する相談を受け付けています。



問合せ先

調布市 都市整備部 建築指導課 構造設備監察係（構造担当）

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 庁舎6階

電話 042-481-7516 FAX 042-481-6991

Mail kentiku@city.chofu.lg.jp